

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	5-1.設計図面① 数量総括表	数量総括表(図面番号9/244)に記載の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)」について、材料規格「SM400C-H」は「製作材料費(鋼板)B」で計上されています。一方で設計成果品では「製作材料費(鋼板)A」で集計されています。「土木設計数量算出要領 11-2 数量総括表(発注用)」において「製作材料費(鋼板)A」の摘要欄に「SS400, SM400」と記載があることから、SM400の鋼材規格である同鋼材は「製作材料費(鋼材)A」で計上すると思われず。数量総括表のご確認をお願いします。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	5-1.設計図面① 数量総括表	数量総括表(図面番号9/244)に記載の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)B」について、AD1-PD10で667.451tが計上されています。一方で、設計成果品の「鋼構造物の製作 製作材料費(鋼板)B」と鋼材(材料規格SM400C-H)の合計重量はAD1-PD10で667.418tとなり、0.033tの差異が生じています。どちらの値を正しいと考えればよろしいでしょうか。また、差異0.033tの内訳を併せてご教示をお願いします。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	5-4.設計図面④ 横変位構造図	横変位拘束構造(その2)(図面番号 198/244)「PD10橋脚 横変位拘束構造 下部工ブラケット」に記載の「アンカーボルトD51x935(M48 ネジ切り L=170)」について、注記)5. に「下部工で施工する部材」と記載があります。一方で横変位拘束構造部(その1)(図面番号 197/244)「AD1橋台 横変位拘束構造 下部工ブラケット」に記載の「アンカーボルトD51x960(M48 ネジ切り L=195)」については、注記)に記載がなく、下部工ブラケットの製作数量に計上がありません。「アンカーボルトD51x960(M48 ネジ切り L=195)」は本工事の施工範囲外と考えてよろしいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
4	5-4.設計図面④ 伸縮装置	伸縮装置その4、その7(図面番号179,182/244)伸縮装置断面図に記載の「滑り止め 表面被覆加工」について、表面被覆加工の種類をご教示をお願いします。	設計要領及び施工管理要領の基準を満足するものでお考えください。
5	上部工数量計算書(設計成果品 31/38)	上部工数量計算書【谷田川高架橋(外回り AD1~PD10間)】(設計成果品31/38)の「1.5 塗装面積総括表」について、「金属溶射」が121.58㎡計上されています。特記仕様書及び数量計算書に「金属溶射」の記載がありませんが、「金属溶射」は本工事の施工範囲に含まれますでしょうか。また、施工範囲に含む場合は「金属溶射」の数量、塗装仕様及び塗布箇所の公表をお願いします。	「金属溶射」は本工事に含まれません。
6	1.金抜設計書	金抜設計書B-4頁に記載の「番号43 10-(3) 鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C-5 16,342m3」について、NBS毎の数量をそれぞれ公表をお願いします。	積算の内容に関する質問にはお答えできません。
7	2.特記仕様書	特記仕様書19ページ「22-6-2 鋼構造物の製作」に記載の中間横桁部材の製作について、積算基準書に適用歩掛の記載がありません。つきましては積算歩掛の公表をお願いします	積算の内容に関する質問にはお答えできません。